

生活保護『破壊』③

大阪市 異常な行政の実態

「口開けて見せてみい」。ケースワーカーから投げられた言葉に大阪市大正区の女性(59)の体はこわばりました。

歯医者に行くために福祉事務所の窓口で、保険証の代わりとなる医療券をもらおうとしたときのことです。生活保護受給者はウソつきだと言わんばかりの応対でした。女性は「周りの人の目が気になって涙が出た」と振り返ります。

女性の訴えを受けた区は「福祉事務所として反省している」と非を認め、発言したケースワーカーが女性に謝罪しました。

が、生活保護への偏見を持つまま業務に当たってしまうからだ」と、市の体制の不備を指摘します。

市のケースワーカーのなかで、法律が定める社会福祉士資格を持つ職員は、資料が公表されたうち最も低い住吉区で28・9%(09年)、最高は淀川区の61・4%(12年)です。全国平均の74・2%(09年)とは落差があります。

経験3年以下の割合は、最も高い東成区で83・3%(09年)に上ります。

松崎さんは、制度が頻繁に変わり、時々社会状況によって受給者が抱える問題も変化するため「30年やっても分からないことがある」といいます。

知識経験不足

なぜ、福祉に携わる職員からこうした暴言が飛び出すのか。31年間、同市のケースワーカーを務めた松崎喜良・神戸女子大学教授は「資格もなく、知識も経験も乏しい職員

暴言の裏に体制不備

が定める担当世帯数は、ケースワーカー1人につき80世帯が標準数です。市は一般世帯担当に1対70、高齢世帯担当に1対380の独自基準を設けています。

ピーク時には300〜400世帯を受け持ったという松崎さんは「担当が300世帯を超えると、受給者の名前も顔も分からない」と独自基準の異常さを告発します。



大阪市生活保護行政問題全国調査団の一員として会見する松崎教授(左)と、井上英夫団長(中央)、普門大輔事務局長(右)5月、大阪市の役所

を把握し、その世帯に合った指導援助をすることが求められます。

「実際は事務処理に追われ、十分な家庭訪問ができない」と話すのは、大阪市の労務組の中山直和さん(60)。13年3月まで浪速区の福祉事務所勤め、多いときは一般世帯150世帯を担当しました。

「不正」を生む

中山さんは、十分な家庭訪問をできない状況が「不正受給」を生む背景の一つになっていると指摘します。「長期間、家庭訪問ができず、受給者の生活の変化を把握できないために、就職した場合の収入申告や控除制度の説明が十分されていない。より適切な指導援助をするには、よく面談して信頼関係を築くことが必要だ」

市の独自基準に対して、現場からも是正を求める声が上がっています。淀川区は11年度の厚労省監査を踏まえ、市に「配置基準を早急に厚労省基準に戻していただきたい」と要望しています。(つづ)